

# 産業廃棄物処分業許可証

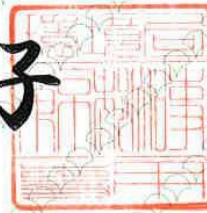
住所 東京都練馬区春日町四丁目30番24号

氏名 株式会社実有輝  
代表取締役 柳澤 達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の2第1項

東京都知事

## 小池百合子



許可の年月日 令和 2年10月11日

許可の有効年月日 令和 7年10月10日

### 1 事業の範囲

(1) 業の区分  
処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類  
ア 破碎 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

イ { 圧縮 : 金属くず (以上7種類)  
圧縮・梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず (廃畳を除く。) (以上1種類)  
ウ 切断 : 廃プラスチック類、金属くず (以上3種類)  
(以上2種類)

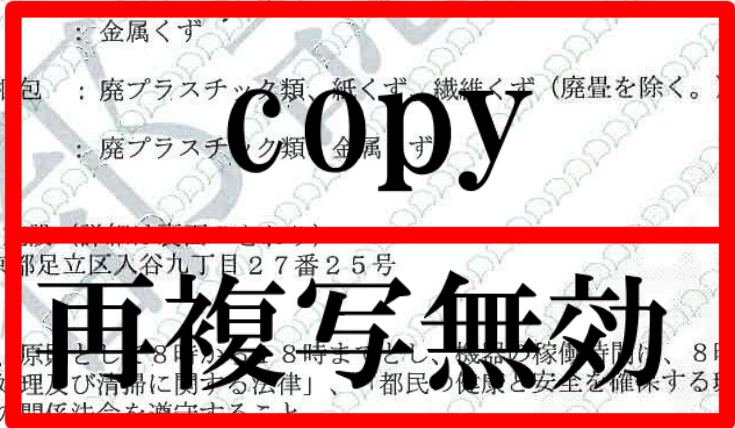
2 事業の用に供する施設所在地: 東京都足立区入谷九丁目27番25号

3 許可の条件  
(1) 作業時間は、原則として8時から8時までとし、機器の稼働時間外、8時間とすること。  
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」  
及びその他の関係法令を遵守すること。  
(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況  
平成 17年 10月 11日 新規許可  
令和 2年 10月 11日 更新許可 第3回  
令和 2年 11月 27日 変更許可 処理方法の追加（切断）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

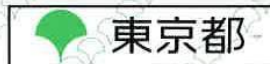
(裏面あり)



産廃エキスパート

都認定番号:5-20-C0041

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。



令和 3年 7月 9日

3環資産第256号

(裏面)

許可番号

第13-20-108005号

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都足立区入谷九丁目27番25号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破砕※	廃プラスチック類	3.42(t/日)	4.89(t/日)	平成23年1月20日	-----	-----
	紙くず	1.56(t/日)				
	木くず	4.48(t/日)				
	繊維くず	0.89(t/日)				
	金属くず	3.58(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	3.20(t/日)				
破砕※	がれき類	3.90(t/日)	0.43(t/日)	平成29年5月15日	-----	-----
	廃プラスチック類	0.96(t/日)				
	金属くず	0.58(t/日)				
破砕	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.57(t/日)	8,640(本/日)	平成30年10月25日	-----	-----
	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ(いずれも水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	-----				
圧縮	金属くず	20.3(t/日)	-----	平成17年8月15日	-----	-----
圧縮・梱包	廃プラスチック類	26.3(t/日)	30.9(t/日)	平成17年8月15日	-----	-----
	紙くず	32.9(t/日)				
	繊維くず(廃畳を除く。)	32.9(t/日)				
圧縮・梱包	廃プラスチック類	4.80(t/日)	5.12(t/日)	平成18年7月28日	-----	-----
	紙くず	6.40(t/日)				
切断	廃プラスチック類	8.85(t/日)	25.2(t/日)	令和2年9月15日	-----	-----
	金属くず	28.5(t/日)				

※ 水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(以下余白)

copy

再複写無効

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。